

後期高齢者医療制度のお知らせ 22 (令和4) 年度の保険料等について

22 (令和4) 年度の保険料の計算方法

22 (令和4) 年度の保険料額は、6月中旬に個別にお知らせします。

均等割 【1人当たりの額】 5万1,892円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (21 (令和3) 年中の所得 - 最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額 66万円】 (100円未満切り捨て)
--	---	--	---	---

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

後期高齢者の健康診査について

対象となる方に健康診査受診券 (はがき) を送っています。22 (令和4) 年度の健診料は無料です。年に1回健診を受けてご自身の体の状態をチェックしましょう。

後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の減免相談等に関するお知らせ

(保険料等の減免相談について)

新型コロナウイルス感染症の影響等により一定程度収入が減少した方の後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の減免相談は、6月15日(木)から受け付けします。また、医療費(自己負担分)の減免相談については、随時受け付けています。

(傷病手当金について)

後期高齢者医療制度または国民健康保険に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして仕事を休み、事業主から給料・報酬等を受けられない場合に傷病手当金を支給する制度があります。

■ご相談は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、電話やメールにより各担当課にお問い合わせください。

後期高齢者医療に関する問合せ 市役所医療年金課医療給付担当(☎31-4526 ☒ir-iryokuyuu@city.kushiro.lg.jp)

国民健康保険に関する問合せ 市役所国民健康保険課保険担当(☎31-4528 ☒ko-hoken@city.kushiro.lg.jp)

くしろ100年事業「阿寒湖周辺スタディートリップ」参加者募集!!

問合せ 市役所都市経営課企画担当 (☎31-4502)

北海道に市制が施行され、釧路市となってから100年。釧路市ではくしろ100年事業として、「阿寒湖周辺スタディートリップ」を実施します。阿寒湖周辺の自然環境を若菜勇先生のガイドを受けながら散策し、世界に誇る地域資源と釧路のこれからの100年を一緒に考えてみませんか?

★講師紹介★

わか な いさむ
若菜 勇 先生



釧路国際ウェットランドセンター阿寒湖沼群・マリモ研究室室長
30年以上に渡り、マリモの研究をしている「マリモ博士」



【実施内容】 ※時間、行程は変更する可能性があります

日時 7月30日(土)午前9時~午後6時

※雨天決行

行程 市役所本庁舎前出発~阿寒湖~双湖台~チュウレイ島~市役所本庁舎前到着 (バス・遊覧船での移動、一部散策あり)

参加費 無料 ※昼食は各自用意

【募集内容】

募集期間 6月1日(木)~30日(日)

募集人数 一般参加者10人程度 ※応募多数の場合は抽選

対象 18歳以上の市民

参加決定通知 参加者へ7月上旬頃に開催案内を送付します。

応募方法 下記URLまたはメールにてお申し込みください。

☎https://logoform.jp/f/LgUWr

☒to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

こちらからもお申し込みできます→



7月に「参議院議員通常選挙」が行われる予定です

郵便等による不在者投票制度についてお知らせします

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎22-4894)

郵便等による不在者投票制度は、身体に重い障がいがある投票所に行けない方が、自宅などから郵送で投票する制度です。身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の等級の方が対象となり、介護保険の被保険者証が要介護5の方も対象となります。

詳しくは、選挙管理委員会事務局 (☎22-4894) へお問い合わせください。

	障害名	障害の程度			備考		要介護状態区分
		1級	2級	3級			
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。	介護保険の被保険者証	「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○			
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。	介護保険の被保険者証	「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○			